

新貸金業法とノンバンク市場の再編をめぐる現状について

The New Regulations on Money Lending Businesses and the Reorganization
of the Structure of Consumer Finance Markets

堀 田 真 理
(Mari Hotta)

新貸金業法とノンバンク市場の再編をめぐる現状について

堀 田 真 理

- I はじめに
- II ノンバンクの特性と規制法
- III 上限金利規制の影響
- IV 新貸金業法の成立
- V ノンバンク業界の現状と再編
- VI おわりに

I はじめに*

現在、ノンバンク業界は大きな転換期を迎えている。2006年12月に改正貸金業規制法が成立し、ノンバンクに関する規制はますます強化されることになった。今後は、上限金利を従来の出資法上の年利29.2%から、利息制限法上と同じ20%まで引下げ、一本化することにより、いわゆる「グレーゾーン金利」が廃止されることになる。上限金利の引下げはノンバンクの営業利益を圧迫するであろうし、上限金利の水準が一本化されることによって、高リスクの借手にも資金提供を行なうというノンバンクの役割は失われ、銀行との垣根が無くなる中で、ノンバンクをめぐる経営環境はますます厳しい状況になる。

こうした上限金利引下げの観点から、とりわけ最近ではノンバンクに関して議論されることも多い。しかしながら、この問題は、実は今回の改正法に限った特有の問題ではなく、急成長を遂げてきたノンバンクが引き起こす様々な社会問題が明るみにでることに、これまでも行なわれてきた規制強化の流れの中で、すでに理論的、実証的な観点からも注目され、分析されてきた点でもある¹。

すでに拙稿(2006)では、ノンバンクの役割を改めて確認するとともに、昨今、議論の中心ともなった上限金利の規制強化をめぐる主要な論点について、理論的な分析を踏まえつつ整理した。しかしながらその後、早くも新貸金業法(当時の改正貸金業規制法)が成立し、2009年度内の完全施行へ向けて、すでに段階的な実施へと移されている現在、改めてこの問題に焦点をあてて検討してみる必要がある。今回の改正法の直接の影響は、ノンバンクへの規制強化であるにもかかわらず、銀行に対しても少なからず影響を与えており、現実にも、銀行を主導にノンバンク業界の再編が進展するなど、ノンバンク業界をめぐる動きはとりわけめざましい。

本稿の目的は、単なる上限金利引下げの問題のみに限らず、まず、制度面と現状から、今回の改

正法を踏まえて整理することにより、改正法をきっかけに新たに起こりうる変化について焦点をあてることにある。最終的には、そうした動向を踏まえて、理論的な観点から検討を加える必要があるが、本稿においては、まず制度面や現状を概観することによって、現在のノンバンク業界が抱える課題や問題の所在について明らかにする。

上限金利引下げの影響に関しては、すでに坂野・藤原 (2002)、坂野 (2002)、樋口 (2000・2006) などにおいて分析がなされてきており、そうした先行研究から、上限金利引下げはマイナス面の効果が大きく、とりわけ中小の体力の弱いノンバンクにとっては厳しい環境になることが明らかにされている。こうした状況を鑑みて、これまでにもノンバンク業界においては、中小ノンバンクが市場から淘汰され、大手ノンバンクによる寡占化が進展してきている、とされている²。そうした中小ノンバンクに対して、大手ノンバンクの収益力は大きく、銀行が業務提携という形で大手ノンバンクを必要としてきたという現状がこれまでにはあった。しかしながら、今回の規制強化により、グレーゾーンがなくなり、上限金利の水準が一本化されることで、これまでの不透明さは解消されるものの、量的な面からの規制もさらに加えられるなど、大手ノンバンクにとっても厳しい経営を迫られることになる。このような状況下では、改めてノンバンクと銀行のあり方についても見直しが必要であり、ノンバンク業界は銀行との関係においても、新たな業界再編という大転換を迫られざるを得ないことになる。実際にもすでに新たな再編の動きが始まりつつある。

本稿の構成は以下の通りである。制度面および現状に関する側面から、今回の改正を踏まえた整理を行なうことによって、新たに起こりうる変化に焦点をあてる。具体的には、まずⅡ節において、銀行との関連を踏まえ、ノンバンクの特徴を明らかにするとともに、ノンバンクに関するこれまでの法改正の経緯を確認する。さらに、Ⅲ節において、上限金利引下げの影響に関する既存研究 (坂野・藤原 (2002)、坂野 (2002)、樋口 (2000・2006)) をレビューし、上限金利規制の強化が及ぼす影響に関して、既に明らかになっている結論を示す。その上で、Ⅳ節において改めて今回の新貸金業法の問題に焦点をあてて論じるとともに、Ⅴ節では、実際に現在のノンバンク業界の動向や再編の現状について概観する。最後に、本稿での結論はⅥ節においてまとめる。

Ⅱ ノンバンクの特性と規制法

(1) ノンバンクの特性

ノンバンクとは、「預金等を受け入れないで与信業務を営む会社」³とされている。一般に「ノンバンク」というと、消費者金融をイメージすること多いが、ノンバンクに分類される業種は、その他にも事業者向けの貸金業者やクレジットカード会社、信販会社、リース会社など、さまざまな種類の会社がある。最近では改正貸金業規制法と相まって、「貸金業」⁴という表現も多く用いられ

るようになってきている。一般に消費者金融とされているのは、消費者向け無担保貸付の市場であり、貸付残高でみても大きい、業者数でみると、事業者向けの貸金業よりもはるかに多く⁵、「ノンバンク」というと、消費者金融を中心に考えることが多い⁶。本稿でも、とりわけ消費者金融に焦点をあてている部分が多いが、これらについては明確な区分を置かず、すべてノンバンクとして一律に扱うことにする。

このようなノンバンクと伝統的な金融機関である銀行との大きな相違は、銀行が、預金者から集めた資金をもとに貸出を行なうのに対し、ノンバンクの場合には、銀行借入や社債発行⁷などによって調達した資金を貸付にまわしている、という点である。これらの根本的な性質の相違が、両者の扱うサービスの違いや規制に関しても影響を与えていくことになる。すなわち、銀行のような金融機関の場合には、公共性の観点から、様々な厳しい規制が必要とされ、個人や中小企業などを対象とする小口貸付には消極的であり、信頼できる大企業への貸付が中心となった。そうした銀行に関する規制法が「利息制限法」として制定されたのである。他方、ノンバンクの場合には、預金を受け入れないために、預金者保護の観点から厳しい規制をおく必要は少なく、むしろ、借手を保護する規制がなされ、比較的信用リスクの高い個人や中小零細企業が対象となったのである。ノンバンク誕生の歴史は1960年代と比較的浅いにも関わらず、こうしたノンバンクが特に90年代になって急成長した要因のひとつは、信用リスクの高い借手のニーズが大きく、とりわけバブル崩壊後、銀行の不良債権が深刻化してからは、よりノンバンクに求められる消費者ローンの必要性が高まったためであるとされる⁸。

消費者金融市場には借手の信用リスクが貸出金利に反映するという特性がある。それゆえ、いかに借手のリスク度に応じた金利設定をおこなうのかが重視され、そのための与信ノウハウが求められる。また、ノンバンクの場合には、無担保貸付で比較的、借手のリスクも高くなる可能性が大きい、回収ノウハウの面でも独自の優れた方法が必要とされる。一般に、借手と貸手の間には、情報の非対称性の問題が存在し、これが逆選択やモラルハザードといった市場の効率性を阻害する問題を生じさせるということは、良く知られた経済学の理論である。この点、ノンバンクの場合には、以上のような理由から、情報の非対称性への対処がより大きな課題となってくる。この問題に関しては、いまだそれゆえの様々な問題が残るものの、ノンバンクは優れた与信・回収ノウハウと利用者への利便性⁹を武器に貸出金利の高いローンによって高収益を得て、発展してきたのである。

(2) 2つの規制法の存在と規制の強化

今回の改正貸金業規制法の成立をめぐる一連の議論において最も注目されたのが、貸出金利の上限水準を引下げる方向で規制が強化され、いわゆる「グレーゾーン」が撤廃された点である。従来

からノンバンク市場においては、利息制限法と、出資法による上限金利という2つの異なった金利水準が設けられており、これらの中間金利は、違法ではあっても罰則が適応されない、いわば「グレーゾーン」であるとして批判されてきた。すなわち、出資法によれば、貸付契約において決められている金利は年利29.2%（2000年改正後）が上限とされており、この水準を超えて利息の契約をおこなった場合には、罰則が科される（出資法5条2項）。一方、利息制限法においては、上限金利が15%～20%¹⁰と設定されており、この上限を超えた分については契約が無効となるのみで、特別な罰則は存在していない（利息制限法1条）。それゆえ、従来から、利息制限法の上限金利を超えて出資法の上限金利までの範囲内の高い金利で貸付をおこなうケースが多く見られ、これがノンバンクの高収益の源泉となるとともに、他方で、多重債務者増加の主因とも指摘されてきたのである。

しかしながら、そもそもこのような2段階の上限金利が存在するようになったのは、既述のように、銀行とノンバンクの役割の相違からすれば当然であったともいえる。つまり、預金を原資に貸付をおこなう銀行に対しては、預金者保護の観点から厳しい規制が必要であり、それが利息制限法であった。これに対して、預金を扱うことを許されないノンバンクに対しては、別の規制が必要であった。そのために制定されたのが現行の出資法であり、これはノンバンクの上限金利規制として機能することとなった¹¹。しかしながら、本来、出資法は上限金利規制というよりも、消費者に対して、ノンバンクが銀行のように公共性の高い預金を扱うものではないこと、すなわち、銀行のような金融機関と混同しないことを示すためのものであったとされている。それゆえ、当初設定された高い上限金利水準に関する根拠も明らかではなく、そもそも、そうした曖昧さに問題点があったといえる。このような両者の役割の相違から、2つの規制法が生じたのであり、結果として異なる上限水準が2つ存在してしまったことがグレーゾーンを生じさせることになった。それを上手に利用したのがノンバンクだったのである。

利息制限法に関しては、その後、改正が行なわれることはなかった。他方、専ら規制を強化する形で何回かにわたり改正が行なわれてきたのが出資法である（表1）。その背景には、ノンバンクに関わる深刻な問題が社会問題化していった事情がある¹²。

こうしてこれまでの改正の経緯を追ってみると、従来から出資法の上限金利水準引下げが改正の中心であったことがわかる。そして状況にあわせて貸金業に関する業務規定も少しずつ変化してきている。とりわけ、2000年の改正時に、出資法の上限金利が従来の40.004%から29.2%へと一気に引き下げられた際には、その影響を懸念する指摘も多く、実際、特に中小業者を中心に赤字に転落する業者が相ついだとされている¹⁶。この際、上限金利の引下げや上限金利規制の存在をめぐって、理論的、また実証的観点から分析がなされているが、後述のように、いずれも、そのマイナス面を

(表 1) ノンバンクに関する規制法の改正

改正年度	改正内容
1954年	出資法の制定（上限金利： 年利109.5%）
1983年	上限金利の段階的引き下げ ¹³ → 最終的に年利40.004%へ 貸金業規制法の制定 （みなし弁済制度 ¹⁴ 、登録制、貸金業協会の設立）
2000年 ¹⁵	上限金利の引き下げ → 年利29.2%へ 貸金業規制法の改正 （実質金利での表示義務、契約内容・根保証の際の保証人への書面交付）
2003年	上限金利は据え置き → 年利29.2%のまま 貸金業規制法の改正 （登録審査の強化、取立行為の規制強化、主任者制度）

（出所）石川・野尻（2005a）をもとに作成

強調する結論となっている。本来、再度、上限金利の見直しを2003年におこなう予定であったものを、上限金利据え置きとしたのは、そうした影響の大きさに配慮したためであったとされる。

Ⅲ 上限金利規制の影響

ここでは、その時に行なわれた分析から、上限金利引下げに関して既にどのような影響が予想されていたのかについて明らかにする。

坂野（2002）および坂野・藤原（2002）は、上限金利規制が与える影響について理論的な予測を行なった上で、そうした予測が日本のデータをもとにした実証的な観点からも支持されるとしている。

まず、上限金利規制の経済学的な観点から見た影響については、①クレジットアベイラビリティ（利用可能性）の低下、②消費者金融会社の経営悪化、③上限金利は貸付金利を効果的には調整しないこと、④副作用（違法業者の増加、担保付きローンへの転換¹⁷）の増大、の4つが考えられると指摘する。すなわち、消費者金融市場にはそもそも信用リスクが金利設定に影響するという特性が存在するため、上限金利が設定されると、高リスクの消費者が市場から排除されてしまい、必要な融資を受けることができなくなる。他方、ノンバンクにとっては上限金利の引下げにより、収益源を直接圧迫されることになり、とくに中小のノンバンクほどその影響を大きく受け、市場からの退出につながる。さらに、経済学の基本原則からいえば、市場の需給関係によって本来自由に決定されるはずの金利水準が、上限規制の影響により、貸手側が上限金利付近の水準で金利を決定することになるため、金利調整機能が働かなくなる。つまり、結局は、なぜその水準かという根拠もなく、ノンバンクに上限金利水準まで貸出金利を引き上げさせてしまう。いうまでもなく、上限金利

(表2) ノンバンクの規模と収益・費用構造との関係

収益構造	(営業収益) 貸付金利息	中小の業者： 高 (貸出金利が反映)	
費用構造	(営業費用) 借入金利息 貸倒損失 人件費 広告宣伝費	中小の業者： 高 特に差はなし 小規模業者： 高 小規模業者： 低	(その他) 自己資本比率 小規模業者： 高

(出所) 樋口 (2000) をもとに作成

水準が引き下げられれば、需給分析から考えても超過需要が増大し、融資を受けられない借手が増加してしまうことは明らかである¹⁸。こうした理論予測に関して、現実にもわが国の場合において、当時、消費者金融白書 (2002) から観察された結果として、融資残高の減少、新規顧客獲得件数の減少、貸付件数の減少、業者数¹⁹の減少、貸付残高に対する営業利益率の低下²⁰、人的担保ローンによる貸付の急増、違法業者の急増、などが見られたという。結局、この分析では、経済学的に十分な検討がなされないままに法改正をおこなっても、消費者の利益にはならず、規制のない自由な競争こそがノンバンク市場の発展には必要であると結論づけている。

他方、樋口 (2000・2006) では、実際にノンバンクの財務データをもとに、収益と費用の構造を明らかにした上で、上限金利引下げの影響を実証的に分析している。

この分析の特徴は、ノンバンクの規模を総貸付残高によって分け²¹、規模の相違が収益や費用の構造とどのように関係し、上限金利引下げへの影響にどのような相違が見られるのかを明らかにしている点にある。樋口 (2000) をもとに、その結果をまとめたのが (表2) である²²。すなわち、収益も費用もノンバンクの規模によって異なっており、中小規模であるほど、費用面での合理化が進めにくく、不利であることが明らかにされている²³。樋口 (2000) では、さらに、こうした構造上の相違を前提に上限金利の引き下げがノンバンクの業績に与える影響を、実際に ROE を求めることによって比較している。大規模の業者の場合には、もともと29.2%よりも低い金利水準を設定しているところも多く、ROE の値にそれほど大きな影響は見られないものの、とりわけ従来、高金利を設定していた中小業者では、上限金利水準の引き下げによって、約半分のノンバンクで ROE がマイナスになり、赤字に転落する可能性があると分析する。すなわち、結論として、大手の場合には、それほど影響がないものの、上限金利の引き下げは、とりわけ中小ノンバンクへの影響が大きいことを明らかにしている。

その後、樋口 (2006) ²⁴では、データを新たにして、1999年～2000年のデータをもとにこの分析を再確認している。その結果はほぼ同様に、大手にはそれほど影響がないものの、やはり中小ノンバンクにおいて、与信の縮小による上限金利引下げの影響が顕著である、というものである。

こうした結論は、すでに紹介した坂野（2002）および坂野・藤原（2002）とも整合的な結論といえるであろう。しかしながら、樋口（2006）において興味深い結論が加えられているとすれば、それは与信の引き締めや貸出残高の増減は、上限金利引下げ前の貸付金利水準と関係しているという点である。すなわち、2000年の上限金利引下げにより、すべてのノンバンクが一般に指摘されているような与信の縮小を行なったわけではなく、貸付残高を減少させたのは、むしろ、元々の金利水準が29.2%よりも高水準だったところであり、大手を中心に、すでに29.2%を下回っていたノンバンクでは貸付残高を増加させたところもあったことになる。

こうした分析は、今回の改正法を受けて、今後のデータが明らかになれば、同様の分析によって、今回の引き下げに関する結果に関しても応用可能であろう。

このように、上限金利水準の引下げに関しては、とりわけ2000年の法改正を機に、理論的・実証的な側面から、すでにその影響に関して分析がなされ、そこで明らかになった結論もすでに提示されてきた。これまでの既存研究を概観する限り、上限金利引下げの影響は、借手に対しても、また貸手であるノンバンクに対してもマイナス面の効果が大きく、とりわけ中小ノンバンクの経営に与える影響が大きかったといえる。

ノンバンク業界においては、すでに以前から体力ある大手ノンバンクと、特に中小ノンバンクとの格差が拡大し、二極化が進んでいたことは指摘されてきた事実²⁵ではあるが、こうした二極化が上限金利引下げにより、さらに進展していった²⁶。中小ノンバンクが市場から撤退する一方で、大手ノンバンクはむしろ貸付残高を増やしていたことから明らかなように、大手が中小を取り込む形で、大手による寡占化が進展し、業界再編が一挙に進んだ点は、しばしば指摘される事実である²⁷。

それとともに、この改正以降、新たに見られるようになった動きとして、銀行とノンバンクの業務提携の問題がある。ノンバンクと銀行では、その特徴や規制に大きな相違があることはすでに述べた通りであるが、近年は、銀行がとりわけ消費者金融市場へ積極的に参入する動きが見られ、特に大手ノンバンクとの間で業務提携がなされている。²⁸このような業務提携には、両者にとってのメリットが存在しているはずであるが²⁹、とりわけこの時期、特に大手のノンバンクとの間で業務提携が進んだのは、不良債権処理などによって収益性が悪化していた銀行にとって、収益性を高めるためにも、むしろ銀行側が大手ノンバンクとの提携を必要としていたという側面も否定できないのではないだろうか。

IV 新貸金業法の成立

(1) 規制強化の内容

それでは、今回大きな議論となった制度改革においては、最終的に、どのような点が変化したの

であろうか。新貸金業法（当時の改正貸金業規制法）の概略は、およそ以下のようなものである（表3）。

（表3）新貸金業法によるノンバンクの規制強化

時期	内容
2007年1月 （第1号施行）	ヤミ金融への罰則強化（5年→10年へ）
↓	
2007年12月 （第2号施行）	行為規制の強化（取立ての規制強化） 監督の強化（業務改善命令の導入） 新貸金業協会の設立と自主規制強化
↓	
2009年6月 （第3号施行）	指定信用情報機関制度の始動 資格試験の導入 参入要件の厳格化（純資産額2000万円以上）
↓	
2009年12月 （第4号施行）	完全施行 ↓ （純資産額5000万円以上） 総量規制の導入 上限金利引下げ（グレーゾーンの廃止）→上限金利20%へ

（出所）日本経済新聞 2007年8月22日および消費者金融白書（2007）をもとに作成

今回の改正は単に上限金利の引下げだけに焦点をあてたものではなく、量的規制や参入規制、行為規制にまで関わる全般的な制度改正であったことがわかる。しかしながら、その中でもやはり最大の改正点といえるのが、グレーゾーン金利の廃止である。

このほど、金融庁が初めて消費者金融会社の金利水準別の貸出残高と融資件数を公表したところ、グレーゾーン金利での融資は、貸付残高、貸付件数ともに70%を超えていたことが明らかになり、これまでノンバンクが出資法の上限金利近くで融資を行ってきた実態が明らかになったという³⁰。最近のノンバンクの収益悪化に関わる過払金返還請求の発生原因も、このグレーゾーンの存在が原因とされており、こうした2段階の上限金利規制の存在そのものが改めて問われるようになってきた。既に述べたように、そもそもノンバンクと銀行に求められる役割の相違から、2つの規制法が制定され、それにとまって、2つの上限金利水準が設定されたことを考えれば、これらの存在は、当初は必然的なものであったといえたのかもしれない。しかしながら、出資法の意味する本来のところからいえば、不透明なシステムに過ぎず、石川・野尻（2005b）が指摘するように、出資法の改正により、しだいに上限金利が引下げられていく過程で、すでにグレーゾーンの金利差は縮小しており、制度面からしても、2つの上限金利によって棲み分けをおこなう意義は低下している。

2段階の上限金利が存在している点については、すでに理論的な観点からも、ノンバンクの収益

構造を不安定なものとし、結果として貸出金利の硬直性を生じさせ、優良な借手に対しても高い水準の金利を要求することになる点で望ましくないことが示されている³¹。欧米のように、上限金利規制そのものが存在せず、金利が自由化されているところも存在する³²ことから、わが国においてもこうした規制を撤廃し、借手のリスクに応じて異なる貸出金利を設定することが、市場競争を促進し、結果として貸付金利を低下させていくことになる、という考え方もある³³。しかしながら、そうした市場原理が機能するためには、情報の非対称性に関する問題が解決できていなければならない。この点、わが国では信用情報整備の点でも、いまだ課題が残っている³⁴。上限金利を引下げることによる影響については、2000年の改正時以来、マイナス面を中心に明らかになった部分も多いわけではあるが、今回はグレーゾーンの存在意義という観点から、利息制限法と同様の20%という水準になったと考えられる³⁵。

今回の改正で、もうひとつ大きな改正点とされたのが、融資の総量規制導入の問題である。改正法では、50万円以上貸す場合、または他社も含めて顧客の借入残高が100万円を超すときは、源泉徴収票などの所得証明を必要とし、さらに借入総額が年収の1/3を超える場合は、融資を禁止する³⁶。この規制は銀行には適応されない一方で、その影響を受けるのはとりわけ大手ノンバンクである。すなわち、大手ノンバンクは、上限金利引下げに伴い、優良顧客を中心とする戦略をとっても、このような総量規制がおかれると、顧客ひとりあたりの貸付額を多くして金利引下げの減収を補うことができなくなってしまうからである。さらにこのほど、貸金業者の広告が過剰借入の一因ともなっているとの指摘から、改正法を受けて、金融庁が広告規制を強化し、これに関わる新たな項目を設置するなど、監視を強めており、こうした規制もまた、過剰貸付防止につながるものと期待されている³⁷。総量規制の本格的な導入は、まだこれからではあるが、借手の観点からみても、一律の総量規制の有効性については疑問がある、という指摘も存在する³⁸。

(2) 今回の規制強化が示すこと ～ノンバンク業界再編への影響～

以上、ここまで、制度的な側面を中心に、これまでの出資法改正と、今回の改正貸金業規制法の特徴について概観してきた。今回の改正において、特に焦点をあてて論じられたのが上限金利のさらなる引下げであった。しかしながら、そうした上限金利引下げの影響に関しては、今回に限った問題ではなく、すでに注目されていた問題であり、上限金利引下げがマイナスの影響を与えることは、既存の先行研究からも明らかにされていた効果でもあった。当時の引下げは、とりわけ中小ノンバンクへの影響が大きく、結果としてそれが大手ノンバンクによる寡占市場を生じさせ³⁹、銀行にとってのメリットとして、大手ノンバンクとの業務提携が進んだのである。

他方、今回の規制強化は、上限金利の引下げという点では従来と同じであるものの、総量規制の

導入やグレーゾーンをなくすことで、大手ノンバンクの収益維持の機会を無くし、大手ノンバンクに対しても困難な状況を生じさせている。銀行はすでにこれまで、大手ノンバンクとの提携によって、独自の与信、回収ノウハウを蓄積してきており、そうした銀行にとって、大手ノンバンクとの提携を続けていくメリットは、どれだけあるのでしょうか。しかも、出資法の上限金利が20%まで引下げられたことで、銀行との金利差による棲み分けの意義も低下し、銀行とノンバンクが近づきつつある。大手ノンバンクもまた淘汰されていく可能性を否定できず、後述のように、最近では現実にも、むしろ大手ノンバンクが銀行との関係を必要とし、銀行の傘下に入っていく動きが顕著になってきている。今後の再編がどのような形態になっていくのかについては、これから明らかになっていくのであろうが、例えば、生き残った大手ノンバンクと銀行との寡占状態、あるいは大手ノンバンクが銀行の傘下に入り、銀行間での競争激化、または銀行間での寡占化などの状況もケースとしては考えられるであろう。今回の改正法と今後のノンバンク業界の状況は、皮肉にも、銀行にとってはむしろ有利な状況になるのかもしれない⁴⁰。

いずれにしても、上限金利の引下げにより、利息制限法と同一の基準が適応されることで銀行とノンバンクの棲み分けがなくなり、両者の競争が激化していくことになれば、結果として上限金利の水準以下で均衡の貸出金利が決まっていくことにもなるかもしれない⁴¹。そうなれば、上限金利規制が存在する必要性も無くなっていく。また、こうしてますます競争が激化していくことになれば、リスクに応じた金利設定がどの程度可能であるか、という点が重視されていくことにもなる⁴²。今回の改正法は、単なる金利引下げの効果に限定せず、これまでとはまた別の形で、ノンバンクと銀行をめぐる業界再編を進めていく可能性があり、その点で大きな影響があるといえる。

V ノンバンク業界の現状と再編

(1) 金利水準の引下げと優良顧客の囲い込み

改正法の成立を受けて以来、実際にもノンバンク業界の収益悪化が早くも問題となっていた⁴³。その直接の原因は、利息制限法を超える過払い金利の返還請求と、それにとまなう引当金計上の増加によるものとされているが、貸倒率の上昇や、改正法の成立を受けて、上限金利引下げ、与信枠の絞込みによる貸付金残高減少⁴⁴などが相次いでいることも、その一因である⁴⁵。実際に大手ノンバンクでは1年後の完全施行を先取りして、個人無担保ローンの上限金利を引き下げることにより、早い段階から優良顧客への転換を図っている。(表4)から分かるように、大手ノンバンク4社は2008年1月までに、上限金利を18%以下まで引下げ、貸出金利の大幅な引下げを行なっている⁴⁶。このような上限金利の引下げに加えて、最近では、大手ノンバンクが貸倒れの少ない優良顧客を対象に、貸出金利の下限についても、さらに引き下げる新たな動きが見られるようになってきている

(表4)。従来のような金利の棲み分けが難しくなってきたおり、そうした競争激化が、より低い金利設定を可能としている。

(表4) 大手ノンバンクの貸出金利の変化

ノンバンク	時期	内容 (現在 → 新)
プロミス	2007年12月 2008年1月	上限金利 25.55% → 17.8% (新規) ⁴⁷
		下限金利 15% → 7.9% (新規優良)
アコム	2007年6月 2008年4月	上限金利 27.375% → 18% (新規)
		下限金利 7.7%
アイフル	2007年9月 2007年12月	上限金利 28.835% → 18% (新規)
		下限金利 12.775% → 6.8% ⁴⁸ (新規)
武富士	2008年1月 2008年4月	上限金利 27.375% → 18% (新規)
		下限金利 9.125% (既存優良)

(出所) 日本経済新聞2008年6月16日(夕刊)、「主要企業の上限金利一覧(2008年7月末)」
(「月刊消費者信用」2008年9月号P47)をもとに作成

こうした下限金利にまで及ぶ金利引下げ競争激化の背景には、総量規制の影響がある。ノンバンクにとっての優良顧客は、他社からの借入件数が0社から2社程度で貸倒率の低い借手であるという⁴⁹。経営状況が困難な状況下におかれているノンバンクにとっては、貸倒れによるクレジットリスク発生の回避が優先課題である。総量規制ゆえに、それに抵触する、他社が貸出に応じなかった顧客に対しては、与信を行なうことができないため、他社からの借入が少ない優良な新規顧客の獲得と、既存顧客の中でも借入総額が年収の1/3未満程度である優良顧客の囲い込みが必要とされる⁵⁰。こうした理由が各ノンバンクに下限金利の引下げを必要とさせており、低金利を強調することによって、早い段階から優良顧客を獲得しようとしている⁵¹。

(2) 与信厳格化と大手ノンバンクの収益状況

貸出金利の引下げにともない、新規借入の承認率も大幅に低下しており⁵²、大手ノンバンクの融資審査が現実にも厳格化してきている⁵³。こうした状況に対して、大手ノンバンクでは人員削減や店舗削減、広告費の削減などにより、既に大規模なリストラ策を打ち出してきた⁵⁴。

このようなノンバンクの対応策を通じて、このほど明らかになったノンバンク大手4社の2008年3月期および4月～6月期の連結決算によると、最終損益は大手4社とも黒字に転換したという⁵⁵。しかしながら、営業利益や貸付金残高は大幅に減少しており⁵⁶、今後、さらに上限金利引下げを各社が行なうことになれば、さらなる収益悪化は大手ノンバンクでも避けられない状況となる⁵⁷。また、こうしたノンバンクの経営状況の悪化にともない、ノンバンクの資金調達にも影響があらわれてきている⁵⁸。すでに中小ノンバンクの場合には市場から撤退したり、業務転換をはかる動きも見

られているが⁵⁹、大手ノンバンクにとっても改正法の成立を受けて苦境に立たされている現状が明らかになってきているといえるであろう⁶⁰。

(3) ノンバンク業界における再編の現状 ～銀行による消費者金融をめぐる戦略～

これまで、大手ノンバンクは銀行との金利差による棲み分けを背景に、お互いの業務提携を行ってきた。しかしながら、上限金利の引下げにより、銀行との貸出金利が接近していくことになれば、むしろ銀行との競合関係を生むことになる。ノンバンクが銀行との関係をさらに強化するのか、合併かそれとも撤退か、いずれにしても、ノンバンクにとっては改めて今後の方向性の見直しを迫られている。

最近になって、とりわけ、銀行が主導となり、ノンバンクの再編を進める方向性が目立ってきている。その中でも大きな注目を集めたのは、プロミスと三洋信販の経営統合であろう。これまで特に消費者金融業界においては、このような大手同士の再編は見られなかった。これら両社の経営統合は、たとえ大手ノンバンクであっても、もはや単独では生き残れなくなりつつあることを示している。この統合の背景には、メガバンクである三井住友フィナンシャルグループの存在がある。ノンバンクの経営環境は厳しい状況下にあるにもかかわらず、このようなノンバンクをめぐる銀行の戦略は、ノンバンク業務を拡大するなど、むしろ積極的でもある。また新生銀行はレイクの買収を明らかにした⁶¹。さらに三菱UFJフィナンシャルグループも、最近では信販のジャックスを傘下に置くなど、ノンバンク業務をフルラインで揃えることによって、この分野での首位を目指していたが、このほど、2004年に資本提携を行っていたアコムへの出資比率を高め、連結子会社化するとともに、グループ内のDCキャッシュワンとアコムを、2009年4月を目途に経営統合することを決定した⁶²。グループ内の消費者金融をアコムに集約することが目的であるとされているが、このように、ノンバンク業界が苦境にあるといわれる中で、大手銀行が積極的に消費者金融を強化しようとしている理由としては、消費者金融には依然として大きなニーズが存在していると考えられること、また総量規制により顧客を失った中小ノンバンクの淘汰が進めば、市場は大手による寡占化が進むと予想される中で、規模の拡大を視野に入れて、中心的な地位を占有したいという思惑がある⁶³。ノンバンクの与信審査や回収ノウハウを得ることによって、個人向けローンを強化し、収益力拡大につなげていきたいという銀行側にとっての必要性も、いまだに残っているといえるであろう。一方のアコムにとっては、銀行の傘下に入ることで、その信用力やブランドを背景に資金調達が有利になるというメリットがある。今回のアコムの場合には、むしろアコムが生き残りのために、大手銀行の傘下になることを必要と判断したとされている⁶⁴。このような状況は、まさに大手ノンバンクを傘下に入れた大手銀行間の寡占状態の可能性を示唆するものでもあり、銀行が大手ノンバンクを支援してその関係を維持しつつ、銀行主導

でノンバンク業界を再編しようとしている現れであると見る指摘もある⁶⁵。

これらの動きに対して、他方でみずほフィナンシャルグループのように、ノンバンクとの関係については消極的な立場であるところもある。みずほの場合には、昨今のオリコの問題も影響して、ノンバンクとの関係については否定的である⁶⁶。この例が示すように、今後は、大手ノンバンクにとって、ますます厳しい状況が想定されていく中で、ノンバンク側が、今度は銀行に経営支援を求めているかざるを得ない可能性も大きいであろう。その場合に、銀行がノンバンクを切り離す可能性もあるのかもしれない。

一方で、武富士やアイフルのように、大手銀行との関係を持たない独立系ノンバンクの存在もあり、今後、上限金利の引下げにより、銀行とノンバンクとの棲み分けが難しくなれば、こうした独立系ノンバンクと銀行との競争が激化していく可能性も考えられる⁶⁷。

大手ノンバンクが銀行の傘下に入る傾向が顕著になりつつある中で、銀行系ノンバンク対独立系ノンバンクという構図において、これらのノンバンクの今後の議論されることも多い。こうした独立系ノンバンクの行方が、今後のノンバンク業界再編に大きな影響を与えるとする見方もある⁶⁸。その際に、問題となってきているのが、ノンバンクの資金調達コストの点である。すでに銀行は、厳しい経営環境にあるノンバンクへの融資を厳格化しつつあり、大手ノンバンクでも安定的な資金調達が困難になってきている⁶⁹。ノンバンクの抱える特性ゆえの問題が、今回の規制強化によって明らかになってきているともいえるであろう。

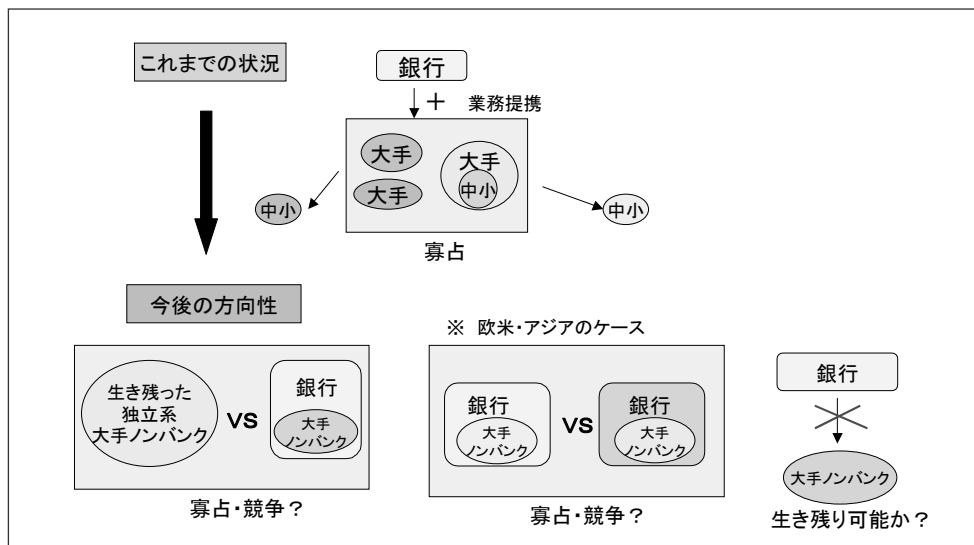
最近では、ノンバンクが銀行や信金などの個人向け無担保ローンの保証業務を担うという形で、銀行との関係を強化する傾向も拡大してきている。これは、ノンバンクが銀行などの個人向け無担保ローンの与信審査と保証、回収業務などを担うかわりに、手数料を受け取るというものである。銀行にとっては、これまでノウハウがなかった個人向け無担保ローンの分野を強化できるとともに、ノンバンクにとっても、銀行の顧客との接点を持つことによって、貸倒れリスクの低い顧客層を拡大できることから、こうした保証業務が2001年以降、しばしば見られるようになった。最近では、とりわけ総量規制をはじめとする改正法の影響により、ノンバンクにとっては新たな商品拡大として、さらに増加しつつある⁷⁰。しかしながら、ノンバンクにとっての収益率は低く、また銀行がノンバンクの法令順守に敏感に反応してリスクが大きい場合には解約する可能性もあるなど、その収益効果については限定的であると見られている⁷¹。

また、これまで見てきたような、銀行を主導とする再編とは別に、とりわけ消費者金融業界に限らず、広くノンバンク業界では、異業種間で総合ノンバンクとしての新たな統合の動きも見られている。最近注目された事例としては、オリックスとクレディセゾンの統合交渉がある。オリックスは、これまで法人金融を中心として事業を展開し、一方のクレディセゾンは、個人向けに特化してきてお

り、これらの統合は、法人と個人分野という異なる業種間での新たな統合ともいえるものであった⁷²。

このように、ノンバンク業界の再編をめぐっては、現実にも様々な動きが見られてきており、今後考えられる可能性は様々である(図1)が、今回の改正法を機に、ノンバンクと銀行との関係についても新たな方向性や見直しが求められてきている。欧米、アジアでは、ノンバンクは規制強化によって、銀行内に吸収され、競争によってその統廃合が進むという状況がよく見られるという⁷³。実際にも、最近のノンバンク業界再編をめぐり動きは、その方向に近づきつつあるようにも見える。わが国では、まだそのプロセスが遅れているだけであるとするならば、今後はやはり大きく業界再編が進んでいくことになるのであろう。

(図1) 今後のノンバンク業界再編の行方 (考えられる方向性)



(出所) 日本経済新聞2007年5月3日、日経金融新聞2007年5月11日などをもとに作成

VI おわりに

本稿においては、制度面および現状に関する側面に焦点をあてて、これらを概観しつつ、そこで問題とされる課題や新たな方向性について整理しつつ明らかにしてきた。今回の新貸金業法を踏まえ、上限金利規制の問題とノンバンク業界再編の方向性について考えた場合、今後の大手ノンバンクと銀行との関係について、その方向性はいくつか考えられるものの、改正法を受けて、市場構造の面で大きな転換点を迎えていることは確かであろう。

今回の改正法において議論の中心ともなった上限金利の引下げそのものは、今回に限ったことではなく、これまでも問題とされ、マイナス面の効果が明らかにされてきたが、大手ノンバンクの

収益力は依然として大きく、これまでは、銀行が業務提携という形で大手ノンバンクを必要としてきた。しかしながら、今回はむしろ以前とは市場構造の面で変わっていく可能性がある。大手ノンバンクにとっては現実にもすでに厳しい経営を迫られており、銀行との提携を必要としているのは大手ノンバンクの方であるかもしれない。大手ノンバンクが銀行の傘下に入っていく可能性は大きく、今後、今回の改正を機に、ノンバンクと銀行との関係そのものが見直しを迫られ、市場全体に新たな再編の動きが現れてくることは必須であろう。改正法をきっかけに起こりうる新たな変化として関心を感じたのは、むしろ、こうした市場構造、市場プレーヤーの変化といった点であったといえる。

今回の改正法は、ノンバンク業界と銀行との関係において、新たな再編の動きをもたらす可能性がある点で、ノンバンク業界の今後のあり方を大きく変えていくものであるが、今回の法改正だけで、多重債務者問題が解決するわけではなく、借手側、貸手側両サイドからの対応が必要であり、それに伴う課題も多く抱えている。その下でノンバンクが直面している状況の厳しさを改めて実感せざるを得ない。ノンバンク業界にとっては規制強化ともなった今回の法改正を受けて、ノンバンク市場全体が縮小均衡に向かいつつある中で、果たして独自性を出すことができるのかどうか、また様々な難しさを抱える中で、ノンバンクゆえに可能であること、ノンバンクに求められている役割はどのような点にあるのだろうか。制度面を通じての検討から明らかになった現状を前提とするとき、改めてノンバンクの行動について、理論的な観点からの考察が必要であるように思われる。しかしながら、この点については、稿を改めて論ずることにしたい。

[注]

※ 本稿は、生活経済学会2006年度（第23回研究大会）における報告論文の一部を加筆修正したものである。

- 1 直近では、商工ローン問題が焦点となった2000年に、出資法の上限金利が、従来の40.004%から29.2%へと大幅に引下げられた経緯があり、当時も上限金利下げの影響をめぐっては、理論的、実証的観点から様々な議論がなされた。
- 2 たとえば、日本経済新聞2006年9月16日、9月20日などの記事である。
- 3 旧大蔵省のノンバンク研究会「ノンバンクの現状と金融システム上の諸問題」（1991年4月）の報告書による定義。
- 4 貸金業は、このうち、リース業、割賦販売業などの販売信用を除外している。
- 5 貸金業白書（2006）によれば、登録業者のうち、消費者向無担保貸金業者数は4462社と最も多く、これに対して事業者向貸金業者数は2185社である。また総貸付残高でみると、約11兆円の規模であるとされる。
- 6 消費者金融白書（2006）の定義では、「消費者金融会社」とは、「無担保、無保証で小口の資金を消費者に融資する業務を営む金融サービス会社」としている。
- 7 ノンバンクが社債発行により、直接、市場から資金を調達できるようになったのは、ノンバンク社債法の

制定(1999年)による。本稿では、この点には焦点をあてないが、これがすべてのノンバンクに認められているわけではなく、要件を充たした大会社に限られる。

- 8 こうした指摘は、石川・野尻(2005b)、岩崎(2005)などにおいてなされている。
- 9 ノンバンクが消費者に支持されてきた理由として、浅見(2005)は「利便性」(審査時間の短さ)、「自在性」(借入、返済の自由)、「秘匿性」(プライバシー保護)の3つの特徴をあげている。
- 10 より詳細には、①元本10万円未満では年利20%、②元本が10万円以上100万円未満では年利18%、③元本が1000万円以上では年利15%と元本水準の区分ごとに異なった金利水準が適用されている。
- 11 制定時の出資法における上限金利は年利109.5%であった。出資法は上限金利のほかにも、貸金業者の業務規定について定めていたが、運用は緩く、ほとんど効果がなかったという。(石川・野尻2005b)。
- 12 サラ金問題や商工ローン問題、ヤミ金融の急増や多重債務者の増加などである。
- 13 この間、当初の年利109.5%から、73%(1983年)、54.75%(1987年)、そして40.004%へと段階的に引き下げられた。
- 14 出資法43条に規定されている「みなし弁済制度」とは、グレーゾーンの金利帯の利息について、定められた要件を充たせば、利息制限法の規定に関わらず、有効な利息の債務弁済とみなす制度である。このときの法改正で上限金利が大きく引下げられたことに伴い、その影響を緩和すべく、この制度が導入された。しかしながら、これに基づく返還請求が近年相次ぎ、ノンバンクの収益を圧迫している。今回の改正では、これが結局、廃止された。
- 15 このときの改正の主要因は商工ローン問題である。当時、根保証といわれる特殊な保証契約により、連帯保証人まで巻き込む形で、返済能力以上の過剰貸付や違法取立行為が多発した。
- 16 貸金業白書(2000)による。
- 17 その他、手数料の上昇、代替的な借入手段への依拠などをあげている。
- 18 吉野(2006)は、同様にこうした需給分析から考えても、金利引下げによって発生する超過需要(借りられなくなる借手)がヤミ金融に流れる危険性を指摘する。
- 19 とりわけ貸付残高10億円未満の業者が特に激減しており、貸付残高、貸付件数ともに11%を超える減少であったという。
- 20 貸付残高5000億以上の大規模業者では10.77%あったのに対し、10億円未満の小規模業者ではマイナスであった。
- 21 全国貸金業協会連合会が実施した「貸金業者の経営実態調査」より、1998年と1999年のデータを用いている。総貸付残高により、3000万未満、1億まで、5億まで、10億まで、30億まで、100億まで、300億まで、1000億まで、5000億まで、5000億以上の10規模に分類している。
- 22 いずれも、総貸付残高に対する比率(%)で高いかどうかを評価している。
- 23 ノンバンクはもともと高コスト構造であり、中堅のノンバンクほど、貸付残高比で費用の割合が高いことは、消費者白書(2007)においても明らかにされている。
- 24 分析、データの詳細は、消費者金融白書(2006)を参照のこと。
- 25 こうした指摘については吉野(1997)を参照。
- 26 貸金業白書(2006)の「貸金業者数の推移」によると、消費者金融会社に関しても、大手はむしろ前年比12.5%(2005年3月末)であるのに対し、大手以外の中小では、前年比14%の減少となっており、中小規模の業者がかなり淘汰されていることがわかる。

- 27 たとえばこうした指摘は飯村（2006）などでなされている。
- 28 たとえば、これまでに銀行とノンバンクとの間でおこなわれた業務提携としては、
- ・ U F J 銀行とプロミス、アプラスによる「モビット」の設立（2000年4月）
 - ・ 三井住友銀行と三洋信販による「アットローン」の設立（2000年6月）
 - ・ 東京三菱銀行（当時）とアコム、三菱信託、D C カードによる「東京三菱キャッシュワン」（2001年6月）などがある。これら当初の提携は、消費者金融と銀行の中間顧客に焦点をあてて、貸出金利も中間的な水準に設定された。こうした業務提携は、さらに資本参加を含んだ戦略的な提携へと進展していくことになる。そうした資本提携の例は、
 - ・ 三菱東京フィナンシャルグループとアコムの業務資本提携（2004年3月）
 - ・ 三井住友フィナンシャルグループとプロミスの業務資本提携（2004年6月）
- などがある。このようなノンバンクと銀行の提携をめぐる分析については、前田（2008）において、詳細に記述されている。
- 29 とりわけ銀行が、このような提携をおこなうインセンティブを持っていることは、理論的にも明らかにされている。森・井澤・飯田・新海・岡村（2004）では、理論的な分析によって、この点を明らかにしている。銀行にとって借手のタイプが識別できない不完全情報下では信用割当が発生してしまうことに対し、そうした情報を獲得した完全情報下においては、借手のタイプに応じて資金を提供することが可能となり、これによって銀行は利潤を高めることができる。すなわち、銀行にとって、ノンバンクと提携するインセンティブがあることになる。ただし、この分析では、ノンバンク側のインセンティブに関しては分析していない。
- 30 日本経済新聞2006年11月3日の記事による。件数での最多は26～28%、金額では28～29.2%の金利で全体の32%を占めていたという。
- 31 平瀬（2002）の分析による結論。
- 32 主要国の上限金利規制の比較に関しては、毎日新聞2006年11月10日に詳細な記述がある。
- 33 こうした指摘は坂野（2001）でなされている。米国のノンバンク市場に関しては坂野（2001）が、またヨーロッパのノンバンク市場に関しては竹之内・稲村（2003）が詳しい。一般にヨーロッパはイギリスを除き、個人信用情報機関が未発達であることや、文化的・宗教的な要因なども影響して規制が厳しく市場も未発達であるという。
- 34 個人信用情報機関のあり方と国による比較については、藤原（2002）が詳しい。
- 35 今回は結果として絶対値で水準が定められたが、上限金利をヨーロッパのように国債などの市場金利に連動させるべきである、とする考え方も指摘された。すなわち、これまでのような絶対値で固定していると、今後、市場金利が正常化していくにつれて、調達金利との関係から考えて経済合理性に欠ける、というのである。（日本経済新聞 2006年10月24日、金融研究報告 深尾光洋氏）
- また森（2007）は、適正な金利水準に関して業界側からは何ら積極的な意見がなく、結果として今回のような水準まで下がったと指摘している。さらに五味（2008）でも、20%という水準は、あくまでも普通の消費者が借入を行なって、無理なく返済できると考えられる一般的な水準に過ぎず、適正金利を反映したものではないと指摘する。
- 36 この規制導入にともない、債務者ごとの総借入額を適時、正確に把握する必要性が生じてくる。そのために新たに設けられた制度が「指定信用情報機関制度」の創設であり、これによりノンバンク各社同士の情

報交流を義務付けるとともに、これまでは行なわれてこなかったホワイト情報の交流も実現するものと期待されている。総量規制をめぐる詳細については、雨宮（2008）を参照。

37 日本経済新聞 2007年9月5日の記事による。

38 内田・堂下(2007)によれば、そもそも個人年収の1/3という基準には根拠がなく、総量規制が実施されると利用者の相当数が貸し渋りになる可能性があるという。そのうちの多くの利用者が、返済能力があるにもかかわらず、資金調達が出来なくなるという点で望ましくないことを指摘している。

39 筒井・他(2007)は、わが国のノンバンク市場は寡占的ではないと分析している。その理由は、仮に寡占市場が成立していて、そのために好ましくない高金利が実現しているとするならば、参入をむしろ促進させて市場を競争的にする政策をとるべきである。しかしながら、今回の改正は逆に参入規制を強化している。また今回の法改正においては金利を引下げて貸出量を減少させることを目的としており、こうした観点から見て、寡占市場ではないことを前提とした法改正であるとしている。

これに対して、消費者信用(2008年6月号)では、1社あたりの貸付残高が5000億円超の消費者金融は6社であり、その6社のみで消費者金融の70%近くの貸付残高を示していることから、消費者金融市場は、非常に寡占化が進んだ市場であると指摘している。

40 銀行にとっての優位性については、根本（2006）において詳しく述べられている。

41 実際に最近の動きとして、大手ノンバンクと銀行の競争激化により、利息制限法以下での貸出金利で貸出を行なっている傾向が見られている。(表4)を参照。

42 リスクに応じた金利設定がなされずに、単に金利競争の激化により、リスクの高い人にも低金利を設定するような状況になれば、むしろノンバンクの収益悪化につながることもなりかねない。例えば北山(2006)、根本(2006)などのように、こうした「リスクベースプライシング」の今後の必要性について指摘する記述は多い。

43 日本経済新聞2007年2月24日の記事によると、2007年3月期の連結業績は、当初、大手ノンバンクでもすべて赤字予想となっていたという。

44 貸付残高や貸付件数の減少は、消費者金融白書(2007)においても、その実態が明らかにされている。また後述のような融資審査の厳格化に伴い、大手4社の2008年1月末の貸出残高は4兆9000億円であり、前期末より14%減少しているという。(日本経済新聞2008年2月21日)

45 消費者金融白書(2007)によれば、アンケート調査の結果、経営圧迫の要因として、これらをあげている。

46 こうした指摘は日本経済新聞2008年3月5日でもなされている。浅見（2008）によると、消費者金融会社の与信スタイルは、今や「18%モデルである」との指摘もある。

47 各社とも、既存顧客のうち、新与信基準で契約可能な顧客には、契約更新後に適用する。

48 アイフルの下限6.8%は、業界大手では最低水準である。(日本経済新聞2008年6月16日夕刊)

49 雨宮（2008）による指摘。同様の指摘は、浅見（2008）、週刊ダイヤモンド（2008年6月21日号）などにおいてもなされている。

50 こうした囲い込みを示すデータとして、「消費者信用」（2008年8月号）では、借入件数が5社以上の、いわゆる多重債務者とされている登録者は減少していても、4件以下は必ずしも減少せず、1～2件の借入件数の少ない顧客への新規契約は、むしろ増加することを指摘している。

51 しかしながら、一般経費や資金調達コストからすると、金利水準は5%が限界であり、下限金利で貸出可能な顧客数が、どれだけ実際に増えるのかは不明確であるという。(日本経済新聞2008年6月16日夕刊)

- 52 雨宮（2008）によると、大手ノンバンク4社の承認率は、2007年3月期と2008年3月期の平均値を比較して、アコムが54%→36%、プロミスが47%→39%、武富士が53%→43%、アイフルが47%→34%まで低下しているという。
- 53 日本経済新聞2007年12月16日、12月19日、12月20日などの記事によると、新たに設立された日本貸金業協会が策定する自主規制ルールにより、規制の多くが先取りされ、返済能力の把握など、審査が厳格化しているという。
- 54 たとえばアイフルの場合には、400ヶ所の広告をすべて撤去することによって、年間10億円のコスト削減になるという。他方、アコムはコマーシャル、広告費の削減により70億円のコスト削減をはかるという。（日本経済新聞2006年11月14日）さらに消費者金融白書（2007）によると、大手ノンバンクでは店舗の無人化、中小では無人店舗の削減がおこなわれている。有人店舗数は貸付残高5000億円以上の大手ノンバンクで2006年3月末と比較して、1社平均174.6店舗の減少であるという。また従業員数もどの規模のノンバンクでも大幅に減少しており、日本経済新聞2008年1月10日の記事によると、2006年から2007年にかけて希望退職を募ったノンバンクは13社に及び、約6500人がこれに応募したという。
- 55 2008年3月期の最終損益は、アコムで354億、プロミスで159億、武富士で141億、アイフルで182億であったという。（日本経済新聞2008年5月9日、8月8日、8月9日など）黒字化の大きな理由は、過払い金返還にそなえた引当費用の大幅な減少である。
- 56 三洋信販を子会社化したプロミスを除き、各社とも営業収益や貸付金残高は前年同期と比較して、10%～20%の減少である。（日本経済新聞2008年5月9日）
- 57 日経金融新聞2008年1月21日では、大手ノンバンク4社について、法改正が完全施行となる2011年3月期の収益構造と業績について、シミュレーションをおこなっている。その結果、営業利益の減少により、今後さらに収益悪化が予想されると指摘している。
- 58 信用力の低下に伴う調達金利の上昇や、金融機関からの融資額の減少などである。実際に、貸金業向け融資は6月末で3月末よりもすでに4.1%低下しているという。（日本経済新聞2007年5月18日、9月14日）こうした資金調達コストの問題は、ノンバンクに共通して懸念される問題であり、この点でも銀行は有利である。根本（2006）によると、2006年3月期における消費者金融大手5社の平均調達金利は1.76%であるのに対して、中堅ノンバンクでは平均4%、銀行は0.02%と大きな差が生じているという。
- 59 大手と比較して、特に中小ノンバンクの場合には、事業の継続そのものが問題となっており、2007年9月14日には、クレディアがノンバンクの上場企業としては初めての経営破綻に陥り、民事再生法を申請した。
- 60 消費者金融白書（2007）のアンケート調査によると、今後の経営継続の意向について、拡大化を検討しているのは6.4%であるのに対して、縮小は51.1%、撤退は19.2%にも上るという。
- 61 「週刊ダイヤモンド（2008年6月21日号）」によると、レイクの買収に対して、ディックには買い手がつかず、撤退の方向を決めざるを得なかったのは、両方で保有する顧客や債権の質に相違があったためであるとされる。
- 62 日本経済新聞2008年8月28日、8月29日、9月3日などによる。
- 63 日経金融新聞2007年10月26日、2007年12月29日などの指摘による。実際にもレイクの買収に際して、新生銀行は、消費者金融はかなり困難な状況下にあるものの、顧客のニーズは高く、市場の混乱が収まれば、確実な収益源になると見込んでいるという。（日本経済新聞2008年7月11日夕刊）
- 64 日本経済新聞2008年8月28日。

- 65 こうした指摘は日経金融新聞2007年5月11日、日本経済新聞2007年6月8日、2008年8月28日などに
てなされている。
- 66 こうした指摘は日経金融新聞2007年7月27日、8月1日などににおいてなされている。みずほの場合には、
オリコなどと関係を結んでいるが、カードに限られ、消費者金融の分野については他のノンバンクとは提
携していない。オリコは大幅な最終赤字を計上し、みずほフィナンシャルグループは業績の下方修正を迫
られた。みずほにとっては、関連ノンバンクを通じて影響を受けることは予想外であったという。
- 67 こうした指摘は日経金融新聞2007年5月11日、日本経済新聞2007年5月3日などににおいてなされている。
- 68 日本経済新聞2008年8月15日、8月28日、9月9日でもなされている。武富士はあくまでも独立を貫く方
針であり、同業他社の買収なども考えていないと言う。
- 69 武富士やアイフルが資金調達をする際の金利は、すでにアコムやプロミスの2倍近くになっているという。
(日本経済新聞2008年8月28日) また、株価についても、銀行系と独立系ノンバンクの間で格差が鮮明に
なっており、2008年6月には、アイフルと武富士は上場以来の最安値を更新していた。(日本経済新
聞2008年6月26日)
- 70 大手4社の信用保証残高は、1年前と比較して、その3割増しにもなっているという。(日本経済新聞
2008年8月19日)
- 71 日本経済新聞2008年8月19日の指摘。アイフルや三洋信販に続き、武富士に対しても法令順守の徹底を求
める業務改善命令が出されるなど、ノンバンク業界の法令順守については、依然として不十分な面が多い
という。(日本経済新聞2008年5月16日)
- 72 これまでノンバンク業界は、同じ業態間での垂直的な統合によって再編がなされてきた。今回のように同
じ枠組みをこえての組み合わせは、ノンバンク業界において前例がないという。(日本経済新聞2008年8
月5日、8月9日) なお、こうした異業種間における合併の効果に関する、理論的な観点からの分析結果
については、拙稿(2001)を参照のこと。
- 73 日経金融新聞(2006年12月18日)、佐々木(2003)においてこのような指摘が見られる。大規模なリストラ
をおこなっても、資金調達の観点からは銀行傘下でなければ生き残りは難しく、今後は銀行を中心とした
再編が進むと見る見解は北山(2007)においてもなされている。

[参考文献]

- 浅見 淳(2005)「貸金業の現状と課題」『月刊消費者信用』2005年9月号、pp. 35-88
- 浅見 淳(2008)「大手消費者金融会社の与信スタンスはどう変わったか」『月刊消費者信用』2008年8月号、
pp. 8-13
- 雨宮 豊(2008)「総量規制対応に向けた与信厳格化と経営戦略への影響」『ファイナンシャルコンプライアンス』38巻8号、pp. 25-31
- 飯村 慎一(2006)「貸金業制度改革の影響と課題」『月刊消費者信用』2006年11月号、pp. 8-13
- 石川 和男・野尻 明裕(2005a)『ノンバンクの進化形, みなしバンク』金融財政事情研究会
- 石川 和男・野尻 明裕(2005b)『銀行とノンバンクの融合』金融財政事情研究会
- 岩崎 薫里(2005)「消費者金融会社の実態とその将来像を探る」『Japan Research Review』15巻2号、pp. 47-79
- 内田 治・堂下 浩(2007)「消費者金融の利用に関する調査」『クレジットエイジ』28巻11号、pp. 10-23
- 五味 廣文(2008)「貸金業法改正の意義」『クレジットエイジ』29巻5号、pp. 4-9

- 北山 桂(2006)「リスク・ペースド・プライシングの先行実現が市場主導権確保の近道」『金融財政事情』57巻22号、pp31-34
- 北山 桂(2007)「問われる銀行グループのリテール戦略」『金融財政事情』58巻11号、pp26-27
- 坂野 友昭(2001)「米国の消費者金融サービス市場」(*)
- 坂野 友昭(2002)「消費者信用市場における上限金利規制の影響～日本のデータによる分析結果～」(*)
- 坂野 友昭(2002)「上限金利規制が消費者金融市場に及ぼす影響」『E S P』441号、pp. 35-38
- 坂野 友昭・藤原 七重(2002)「消費者信用市場における上限金利規制の影響～米国における先行研究のサーベイ～」(*)
- 消費者金融白書委員会(2006)『平成18年度版 消費者金融白書』日本消費者金融協会
- 消費者金融白書委員会(2007)『平成19年度版 消費者金融白書』日本消費者金融協会
- 消費者金融連絡会(2004)『経済学で読み解く 消費者金融サービス』消費者金融連絡会・早稲田大学消費者金融サービス研究所 (文献の(*)のものを収録)
- 月刊消費者信用(2008)「貸金業の現状とその金融業としての特色」『月刊消費者信用』2008年6月号、pp8-15
- 月刊消費者信用(2008)「多重債務、信用収縮を巡る統計データの正しい読み方」『月刊消費者信用』2008年8月号、pp14-18
- 月刊消費者信用(2008)「本誌調査、主要企業の上限金利一覧」『月刊消費者信用』2008年9月号、p47
- 全国貸金業協会連合会(2000)『平成12年度版 貸金業白書』
- 全国貸金業協会連合会(2007)『平成18年度版 貸金業白書』
- 週刊ダイヤモンド(2008)「撤退図の外資系消費者金融、顧客の質の違いで分かれた明暗」『週刊ダイヤモンド』96巻24号、pp14-16
- 竹之内 秀行・稲村 雄大(2003)「ヨーロッパの消費者信用市場」(*)
- 田中 久夫・津本 朋子・藤田 章夫(2007)「ノンバンクの窮地」『週刊ダイヤモンド』95巻32号、pp98-109
- 筒井 義郎(2007)「消費者金融業の産業組織」『消費者金融白書』、2007年版、pp34-46
- 筒井 義郎・晝間 文彦・大竹 文雄・池田 新介(2007)「上限金利規制の是非：行動経済学的アプローチ」『現代ファイナンス』No. 22、pp25-73
- 根本 直子(2006)「消費者金融ビジネスで銀行が成功する4つのカギ」『エコノミスト』84巻39号、pp. 71-73
- 樋口 大輔(2000)「消費者金融会社の収益・費用構造」『消費者金融サービス研究学会年報』1号、pp. 21-32
- 平瀬 友樹(2002)「日本の消費者金融サービス市場における上限金利政策について」『消費者金融サービス研究学会年報』3号、pp. 47-53
- 藤原 七重(2002)「消費者金融サービス市場と個人情報情報機関」『消費者金融サービス研究学会年報』3号、pp. 15-39
- 堀田 真理(2001)「異質財市場における合併の効果」『三田学会雑誌』94巻3号、pp. 105-132
- 堀田 真理(2006)「ノンバンクをめぐる論点整理」『経営論集』68号、pp. 49-65
- 前田 真一郎(2008)「貸金業と銀行業」『名城論叢』9巻1号、pp. 47-53
- 森 伸宏・井澤 裕司・飯田 隆雄・新海 哲哉・岡村 誠(2004)「ノンバンクと銀行の業務提携、貸出契約における情報生産の利益」『消費者金融サービス研究学会年報』5号、pp. 13-28
- 森 雅子(2007)「貸金業法改正 目指したのは健全な業者だけを残すこと」『クレジットエイジ』28巻1号、pp. 10-15

吉野 直行(1997)「ノンバンクのさらなる発展のための条件」『金融ジャーナル』38巻5号、pp. 15-19

吉野 直行(2006)「今後のノンバンクのあり方」『PHP Business Review』36号、pp. 51-53

日本経済新聞 2006年 (9月16日、9月20日、10月24日、11月3日、11月14日)

同 2007年 (2月24日、5月3日、5月18日、6月8日、9月5日、9月14日、12月16日、12月19日、12月20日)

同 2008年 (1月10日、2月21日、3月5日、5月9日、6月16日夕刊、6月26日、7月11日夕刊、8月5日、8月8日、8月9日、8月15日、8月19日、8月28日、8月29日、9月3日、9月9日)

日経金融新聞 2006年12月18日、

同 2007年 (5月11日、7月27日、8月1日、10月26日、12月29日)

同 2008年1月21日

毎日新聞 2006年11月10日

(2008年 9 月16日受理)